



# 8月29日から 戸籍電算化 スタート

## 戸籍謄本・抄本 が変わります

### ■戸籍の電算化とは

これまでの戸籍は、紙の原  
本で管理され、手作業で記録  
などを行っていたため、多く  
の時間と労力が必要でした。  
戸籍事務をコンピュータ  
で処理することにより、戸籍  
の作成から証明書発行までを  
スピード化し、住民サービスの  
の向上と事務改善を図るもの  
です。

### ■戸籍の電算化により これまでと変わる点は

①戸籍謄本などの名称が変  
わります  
これまで、戸籍に記載され  
ている全員を証明するものを

「戸籍謄本」、個人を証明す  
るものを「戸籍抄本」と呼ん  
でいました。新しい戸籍では、  
「全部事項証明書」「個人事  
項証明書」と、それぞれ名称  
が変わります。

『戸籍証明書の新旧比較』

項目	従来の方式	戸籍電算化後
名称	戸籍謄本(全員) 戸籍抄本(個人)	全部事項証明 個人事項証明
様式	B4版横長縦書き	A4版縦長横書き
書式	文章形式	簡条書き
用紙	白紙	偽造防止用紙

②内容がわかりやすくなり  
ます  
これまでの戸籍は縦書きの文  
章形式でしたが、新しい戸籍  
は横書きで項目ごとに整理・  
記載され、内容がわかりやす  
くなります。

### ③発行時間の短縮

これまで手作業で10分程度  
要していた時間が5分程度に  
なります。今後、除籍・原戸  
籍がシステム化されると相続  
などの発行時間は10分の1程  
度に短縮されます。また、婚  
姻届のように新しく戸籍が  
つくれる場合にも、届出を受  
けてから審査・記載までの日  
数が2分の1程度に短縮され  
ます。

### ■登録するための「氏 名字体」の正字化通知 にご協力

今回の電算化により、戸籍  
には常用漢字・人名用漢字及  
びその他国民一般に通用して  
いる文字で記載することにな  
っています。  
戸籍をコンピュータに登

録するに当たり、誤字などで  
記載されている文字について  
は、辞書にある文字に置き換  
えてコンピュータに登録す  
る予定です。  
現在、該当する人には、「コ  
ンピューター登録する「氏名  
字体」の確認の文書を順次郵  
送していますので、ご協力を  
お願いします。

## 戸籍の電算化



Q 今までの戸籍はどう  
なりますか？

A 今までの戸籍は、画像  
化してコンピュータで管  
理します。今までの紙の戸  
籍は、『平成改製原戸籍』  
として保存されます。

Q 電算化されることで、  
本籍が市外でも、枕崎市  
で戸籍の証明書が請求で  
きるのですか？

A 電算化されるのは本籍  
地が枕崎市にある方だけ  
です。本籍地が市外の方は従  
来どおり、それぞれの本籍  
地の市区町村に請求してく  
ださい。

Q 電算化で、証明手  
料は変わりますか？

A 電算化によって、手  
料が変わることはありません  
。戸籍の証明手数料は、  
今までどおり1件あたり4  
50円です。ただし、平成  
改製原戸籍の手料は75  
0円です。

Q 電算化で、個人情報  
は守られますか？

A 個人情報保護するた  
め、管理規則などで守られ  
ます。また、外部のシステ  
ムと接続することありま  
せんので、不正侵入を受け  
ません。

## 枕崎市立保育所の 民間移管先の公募 を行います

昨年の9月に枕崎市立保育  
所の民営化についての方針を  
発表し、準備を進めてしまし  
たが、臨時市議会が7月20  
日に開催され、来年4月か  
ら市立保育所を民間に移管す  
ることが正式に決まりました。  
今後、市立保育所の移管先  
の法人の公募を行い、選定委  
員会で選定して移管先の法人  
を決定し、来年4月から新た  
な法人が運営することになり  
ます。

つきましては、次のとおり  
市立保育所の民間移管先の公  
募を行います。

### ■応募の資格

現に枕崎市において保育  
園を運営している者で、社会  
福祉法人の認可を受けている  
もの。

### ■移管に当たっての基本 的条件

- ①平成18年4月1日から枕崎  
市立保育所の措置児童を継続  
して受け入れ、今後も保育内  
容の維持向上に努めること。
- ②土地は10年間無償貸付とす  
る。その後は、有償貸付け又  
は有償譲渡とする。ただし、  
保育所以外の用途に使用して  
はならない。
- ③建物及び付帯設備は譲与す  
る。ただし、保育所以外の用  
途に使用してはならない。(建  
物は、補助金の適正化に関す  
る法律により財産処分の制限  
を受ける)
- ④物品は、譲与する。
- ⑤土地、建物、設備等の維持  
管理に伴う費用は、引受先の  
社会福祉法人の負担とする。
- ⑥民間移管に伴い、現在の委  
託人等については、その雇用  
に十分配慮すること。
- ⑦保育内容等については移管  
前の保育内容を継続すること  
を基本とし、別に定める(保育  
所運営の条件を遵守すること

### ■申込受付及び場所

平成17年8月19日(金)午後  
3時までに、枕崎市立保育所  
へ提出すること。

### ■応募に関する問合せ

市立保育所 電話72・0253  
までお問い合わせください。

## 平成17年度枕崎市地域再生等担い手育成支援事業

# 「フラワーストリートコンテスト」へ 応募してみませんか



市民の皆様は花づくりを通  
して地域の住民との連携や地  
域の景観に対する関心を高め  
まちづくり担い手育成の一助  
とするために、「フラワース  
トリートコンテスト」を開催  
します。

### ■参加対象

枕崎市内の自治公民館、地域  
子ども育成会、通り会

### ■コンテストの内容

コンテストは「花壇の部」、  
「通り会の部」とし、通りに  
面するか通りから見えるもの  
を対象とします。

### 【花壇の部】

自治公民館や地域子供育  
成会が管理する花壇(プランタ  
ー等も可)や休耕地等を利用  
した花畑(コスモス畑等)で、  
花壇等の面積は3㎡以上ある  
こと。

### 【通り会の部】

各通り会が日頃から清掃等  
の管理に協力している街路(又  
は今後そのような計画を有す  
る街路)で、交通に支障のな  
い場所。

プランター等の設置延長が  
概ね5m以上あり、道路占用  
許可(市建設課)を取ってい  
ること。

また、適当な街路の無い通  
り会が、近隣の公園等にプラ

■実施時期  
審査期日 11月10日  
(雨天順延)

審査発表(表彰) 11月13日  
☆全参加団体に参加賞を授与  
します。

☆審査の結果、優秀と認めら  
れたフラワーストリートには、  
部門ごとに上位3位まで褒賞  
(賞金)があります。

### ■参加申込方法

①申込先 所定の申込用紙に  
記載の上、市役所農政課まで  
お申し込みください。(申込  
書は農政課にあります)

②申込期限 9月9日(金)

### ■問合せ

枕崎市地域再生等担い手育  
成支援協議会フラワーストリ  
ートコンテスト事務局(市役  
所農政課内)

TEL 721111 内線332

